

市連協会議事要旨

市民自治推進課

件名	令和4年度第3回 千葉市町内自治会連絡協議会
日時	令和5年3月14日(火) 10時00分～11時50分
場所	千葉市役所 1階 正庁
出席者	≪市連協≫各地区連協会長 計43名 ≪各区連協事務局≫各区地域づくり支援室長 計6名 ≪事務局≫市民自治推進課長他 計6名

1 開会

- ・会長挨拶

2 報告事項

(1) 第44回九都県市合同防災訓練(千葉市会場)の実施について(危機管理課)

危機管理課

(配布資料について説明)

(主な質疑)

地区連協会長

(問) 廃校を避難所として活用しているケースについて、雨漏り・設備の欠損があったり、グラウンドが雑草だらけになっていたりすることもある。防災対策課に申し入れているが、避難所として支障はないのか。日頃から管理しているのか。避難所運営委員会と連携して管理していくべきではないのか。

(答) 昨年度組織改正があり、九都県市合同防災訓練に関することについては、防災対策課から危機管理課に移管となった。ご質問の件については、防災対策課が所管となっているため、明確な回答ができない点についてお詫びする。学校の統廃合に伴い、避難者にとって避難所が遠くなることを避けるため、廃校も活用しているところである。施設管理面で課題があることについては承知しているため、所管課とも調整し長期的スパンで対応を検討していくようにしたい。

(問) 千葉市避難行動要支援者名簿について

高齢化の影響で、町内自治会において要支援者名簿を預かって、有事の際に支援できないのではないかという問題がある。実際に、要支援者名簿を受け取らない町内自治会も出てきているため、対策が必要と考える。

(答) こちらも防災対策課が所管となる。要支援者名簿の提供率は3割ほどで推移している。打開策として、個別避難計画を作成し、避難者と地域住民に対しての障壁を低くすることで、名簿提供率を上げるねらいであると聞いている。引き続き様々な施策を実施しながら、善処して参りたい。

(問) いつ災害が起きてもおかしくない状況であり、特に廃校を避難所としているケースは、地域と連携して早急に点検・整備を行う必要があると考える。また、町内自治会側が要支援者名簿を受け取らない、要支援者の支援に対応できない、といった場合は、受け取らなくて良いと解釈して良いのか。

(答) 引き続き善処して参りたい。

地区連協会長

(問) 九都県市合同防災訓練について、今年度は縮小開催であったが、来年度は通常通りの開催となるのか。

(答) 九都県市合同防災訓練は、4都県・5政令市が持ち回りで中央会場を担っている。

今年度は千葉市が中央会場となり、蘇我スポーツ公園にて実施した。

来年度は、相模原市が中央会場となる。実施規模について、相模原市が所管となるため明確な回答はできないが、防災訓練が重要な位置づけであることは変わらないので、なるべく縮小しないかたちでの実施になるのではないかと考えている。

地区連協会長

(問) 避難所運営委員について、5月から毎月会議を重ねて準備し、8月の予行演習を経て本番を迎える。残念な点は、市職員の誰が避難所運営委員となるかの連絡が、例年6月末頃になるため、市職員を交えた会議をなかなか実施できないことである。ついては、4月末頃には、誰が避難所運営委員となるのかを連絡してほしい。

(答) 例年、連絡が6月末頃となっている理由として、4月の人事異動を経た新体制に基づき決定していく作業があるため、時間を要しているものと思われる。時期について確約はできないが、なるべく早くご連絡できるよう努めたい。

地区連協会長

(問) 危機管理課と防災対策課の役割分担はどのようになっているのか。

(答) 危機管理課は計画分野、防災対策課は実施分野との役割となっている。昨年7月に組織改正があり、初動対応に特化した「緊急対策室」が危機管理課内に設置され、防災対策課から九都県市合同防災訓練関係業務が当室に移管された。その他、組織改正に伴う大きな変更はなく、従来通りの役割分担となっている。なお、避難所関係業務についても、従来と同じく防災対策課が所管である。

(2) 千葉市社会福祉協議会 令和5年度 会員会費募集について (地域福祉課、千葉市社会福祉協議会)

地域福祉課、千葉市社会福祉協議会

(配布資料について説明)

(主な質疑)

地区連協会長

(問) 社協会員会費は、協力した個人が会員となるのか。「会員」という言葉に違和感がある、との意見が、町内自治会から出ている状況である。また、会員名簿は整備されているのか。

(答) 社協の地域福祉活動にご賛同・会費を納入いただいた方が、会員となる。

よって、会費を納入した個人=会員ととらえている。

会員名簿については、個人情報保護法適用後は名簿作成を取りやめている。各戸回っていただいている場合、個人あての領収書を発行していただき、領収書の控えを社協で保管している状況である。

(問) あくまでも「会員」という名称になるのか。町内自治会の役員が各戸を回るのは大変な労力を要するため、町内自治会によっては、会員分の会費を町内自治会から支出するケースもある。しかし、趣旨に賛同していない個人の方からは、なぜ町内自治会費から出すのか、といった意見もあり、問題となっている。そうした町内自治会からは、なぜ「会員」という整理なのか、との問いが多く出ている状況であるため、質問させていただいた次第である。

(答) 千葉市社協のみならず、全国的に、社協会費を納入いただいた方は「会員」という名称とさせ

ていただいている。今のところ、変更の予定はないと認識している。

地区連協会長

- (問) 当地区でも同様の意見が出ている。「会員」ではなく「募金」といった名称にしたほうが良いのではないか。このことについては、当地区の地区部会長に申し入れ、市社協に意見を挙げてもらうようお伝えしたところである。各戸を回るのは大変な労力がかかるため、多くの町内自治会では、社協会員会費分を町内自治会において予算化、一括対応しているものと認識しており、そうした実情からも、「会員」という言葉は違和感がある。
- (答) 先週の会議にて、地区部会長から同様のご意見をいただいたところである。全国的に「会員」という名称を使用しているため、すぐに変更することは難しいが、いただいたご意見を踏まえ、また他都市の状況も注視しながら、検討して参りたい。

地区連協会長

- (問) そもそも、社協とは何をやっているところなのか、地域において十分に認識されていないと感じている。特に、若い世代の住民はその傾向が強いと思う。これは、会員会費納入の問題にも影響していると考えられるため、社協とは何かをもっとPRすべきと考える。
- (答) 社協について、特に若い世代に浸透していないことについて、当方でも認識している。今後、地域に出向くなどしてPRに努めていきたい。各町内自治会において、社協について説明をご希望の場合、各区事務所にご相談いただければ対応可能である。

(3) 町内自治会を活用した地域型年金委員活動の活性化について (協力依頼)

(健康保険課、日本年金機構 千葉年金事務所)

健康保険課、日本年金機構 千葉年金事務所

(配布資料について説明)

(主な質疑)

地区連協会長

- (問) 職域型は存じていたが、地域型については初めて聞いたところである。地域型年金委員はどのように選んでいるのか、どんな活動をしているのかをご説明願いたい。
- (答) 職域型は会社等における事務担当者のような意味合いであるのに対し、地域型は市町村等から推薦いただいた方、千葉年金事務所においては、過去に職域型年金委員を経験された方が担っているケースが多い。地域型年金委員の活動について、研修に参加し年金知識を醸成しつつ、公共施設等へのポスター掲示や、駅頭でのリーフレット配布等を行っている。これから地域に根差した存在として活動の幅を広げていくために、まずは皆様に年金委員制度についてご認識いただきたいと思います。今回報告させていただいた。
- (問) 誰が年金委員なのか、地区連協や町内自治会に対し名簿の提供はできるのか。誰が年金委員をやっているのか、ほとんどの会長が知らない状況であり、それがわからなければ協力のしようがない。
- (答) 今後、年金機構のなかで検討していきたい。

(4) アフタースクールについて (生涯学習振興課)

地区連協会長

(配布資料について説明)

(主な質疑)

地区連協会長

(問) アフタースクールは既存の子どもルームとは別物なのか。

(答) 既存の子どもルームを、順次アフタースクールに移行していく。よって、アフタースクールに移行した小学校については、子どもルームはなくなる。

地区連協会長

(問) 地域住民が関わり活発な放課後子ども教室等もあるようだが、そうした地域はどのようにアフタースクールに関わっていくのか。

(答) 令和元年までは、全小学校で地域の協力を得ながら放課後子ども教室を実施していたが、コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり、令和3年度は3分の1の学校は一回も活動できていないという状況である。放課後子ども教室が活発な地域はアフタースクール導入後も何らかの形でご協力いただけるよう、アフタースクール受託事業者と放課後子ども教室実行委員の顔合わせの機会を設けさせていただいている。アフタースクールがどのように地域との関わっていくかについては、模索しながら進めているところである。

(問) アフタースクール事業の実施にあたって、受託事業者の自由度が大きいのか、あるいは市が定めたガイドライン等に基づきある程度画一的に行うのか。

(答) 市が定めた仕様に基づき運営するため、基本的にすべての受託事業者は同じやり方となる。例えば、プログラムの提供回数等はどの事業者でも共通となる。一方、プログラムの内容は各地域にどんな協力者がいるかによって、多少特色が出る。

地区連協会長

(問) 当地区では、子どもルームはやっていないが、授業の中で、昔遊び・書初め・絵本の読み聞かせ等に取り組んでいる。アフタースクールはこうした取り組みの延長と考えて良いのか。

(答) 授業時間内の実施かどうかで、子どもたちに多様な体験・活動機会を提供するという趣旨に違いはないと考える。アフタースクールは放課後の実施となるが、ご興味があればぜひご連絡いただきたい。

地区連協会長

(問) 週に何回やる予定か。コミュニティスクールの要素も含むような形で、活発に実施している地域もあるが、そうした地域の考え方は放棄されてしまうのか。

(答) 「居場所」の機能としては、月～土曜日の間開所している。「プログラム」は週2回程度、実施している。

子どもルームからアフタースクールに移行することによる大きな違いとしては、これまで、就労家庭の児童のみ対象としていたところ、希望するすべての児童が対象となる点である。

コミュニティスクールに関するところは把握できておらず申し訳ないが、今後、アフタースクールをすべての小学校で安定的に実施していくために、事業者への委託によって進めていく、という考え方である。

(問) 民間事業者に委託しているとのことだが、配布資料のアフタースクール一覧の11 (公財) 千葉市教育振興財団は民間事業者なのか。

(答) (公財) 千葉市教育振興財団は市の外郭団体である。更科小学校はアフタースクールで使用できる教室が少ないため、更科公民館をお借りして運営している。教室が少ない小学校において公民館を活用するにあたり、効率性を考慮して、公民館の指定管理者である同団体に委託したものである。

地区連協会長

- (問) 子どもルームから順次アフタースクールに移行しているのは、何か子どもルームでは不都合が生じているからなのか。
- (答) 決してそういう訳ではない。昨今では、就労の有無に関わらず、全児童の居場所が必要とされているという認識であり、アフタースクールを導入する目的は、希望する子どもたちすべてが同じ環境で過ごせる居場所を準備することである。

地区連協会長

- (問) 子どもルームの本来の趣旨は、共働き等のため帰宅しても親がいない家庭の子どもを預かることと思うが、その点はアフタースクールでカバーされているのか。本来の子どもルームの趣旨を損なうことにならないか。
- (答) これまで子どもルームを利用していた方にも安心して利用していただけるよう、アフタースクール事業の受託事業者への引継ぎを実施する。具体的には、受託事業者にて責任者を定め、現場に入りながら引継ぎを実施する。
- (問) 当地区でもアフタースクールを実施している小学校があるが、地域の団体に挨拶に来ることもなく、連携が図られていない。
- (答) 令和5年度から始まる委託契約より、新たに各アフタースクールに地域連携担当職員を配置するよう定めており、地域との連携強化を図るつもりである。

地区連協会長

- (問) 月額利用料について、保護者の負担が大きいと思う。少子化対策、ひとり親世帯に向けた支援の観点から、今後、利用料免除や軽減などの予定はあるか。
- (答) 低所得者世帯、生活保護受給世帯などは半額・全額免除の制度を設けている。

地区連協会長

- (問) この事業の利用者数や規模はどれほどか。
- (答) 全児童に対する利用者割合が、全体で33.8%（令和4年4月時点）となっている。時期別では夏休みの時期が1番多くの児童に利用される傾向にある。

(5) 個人情報保護法の改正について（政策法務課市政情報室）

政策法務課市政情報室

- (配布資料について説明)
(本報告事項について、質疑等なし)

(6) 千葉市基本計画の策定について（政策企画課）

政策企画課

- (配布資料について説明)
(本報告事項について、質疑等なし)

3 その他（事務局）

(1) 地区町内自治会連絡協議会の運営に関するアンケートの調査結果について

- ・昨年6月に依頼させていただいた本アンケートについて、配布資料のとおり取りまとめた。調査結果は、地区連協同士の横連携の一助になればと考えている。具体的な話を聞いてみたい事例等があれば、該当地区におつなぎするので、事務局までご連絡いただきたい。
- ・本アンケートは、他の地区連協の運営状況を知りたいとの要望を受け、実施したものであるが、良

い参考になったとのご意見も頂戴している。事務局としても、地区連協同士の情報共有、横連携を図ることは重要であると考えているため、来年度以降もアンケート等の実施を検討しているので、ご協力をお願いしたい。

(2) 千葉市を美しくする会 100円募金運動について

- ・今年度も100円募金運動へのご理解・ご協力をいただき、心からお礼申し上げます。
- ・千葉市を美しくする会では、「美しい千葉市をつくろう」をスローガンに、千葉市全域において様々な事業を実施している。今年度は、配布資料にも記載のとおり、市内すべての区において、事業を実施することができた。
- ・町内自治会の皆様には、日頃から千葉市を美しくする運動の推進にご協力いただくとともに、千葉市を美しくする会の諸活動を支える100円募金運動についても、多大なご協力をいただいております。今年度は1月末時点で747万9,837円の募金をいただいております。
- ・これまでは、「町内自治会の集い」にて「100円募金引渡式」を実施し、市連協から千葉市を美しくする会へ、募金を引き渡していただいていた。令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響により、引渡式を実施できていないが、皆様からいただいた募金は、毎年度末に、千葉市を美しくする会へお渡ししている。
- ・千葉市を美しくする会の運営は、100円募金・賛助金、千葉市からの補助金等により行っている。しかしながら、補助金のみでは活動を大幅に縮小せざるを得ず、皆様からの募金へのご協力が欠かれない状況である。
- ・については、引き続き募金運動にご協力をいただくとともに、各地区連協内での周知等、ご配慮をいただければ幸いです。

(3) 令和5年度市連協関係行事開催予定について

- ・令和5年度の市連協関連行事は、配布資料のとおり予定している。
- ・開催日が近くなったら、改めて開催通知をお送りする。
- ・次回の市連協会議は、令和5年6月15日（木）10時から、千葉市役所1階正庁にて開催を予定している。

4 閉 会